

宇部市個人情報保護対策審議会 会議録

日 時：平成 29 年 7 月 28 日(金) 9 時 30 分～11 時 10 分

場 所：宇部市役所本庁舎 4 階 第 3 委員会室

1 議 題

- (1) 特定健診・特定保健指導等データの外部提供について
- (2) 宇部市国民健康保険システムの変更について
- (3) 宇部市個人情報保護条例の一部改正について

2 出席者

- (1) 委 員 大崎会長、松藤副会長、野村委員、加藤委員、松永委員
- (2) 提案部の職員
(健康福祉部) 中野健康福祉部長、谷山健康福祉部次長、山下保険年金課長、
東原保険年金課長補佐、大田保険年金課保険 1 係長、
奥田保険年金課保険管理係主査
(総合政策部) 西村 ICT 推進課長補佐
(総務管理部) 床本総務管理部長、佐々木総務管理部次長、穂積総務管理課長、
原田総務管理課長補佐、重村総務管理課管理係長

議題の審議に先立ち、委員の互選により、会長に大崎委員、副会長に松藤委員が選任された。

議題 1 特定健診・特定保健指導等データの外部提供について

※本会議録においては、山口県国民健康保険団体連合会を「国保連」、山口県後期高齢者医療広域連合を「広域連合」と略称する。

(会長)

外部提供に当たっては三者間契約を締結予定と説明があったが、三者とは具体的にどこか。

(保険年金課)

国保連、広域連合、宇部市の三者である。

(会長)

契約書の中で、個人情報の取扱いに関する条項も含めるとのことだが、具体的にどのような規定か。

(保険年金課)

業務の範囲を超えたデータを保有してはならない、データを広域連合、宇部市以外へ提供してはならない、などの規定である。

(会長)

内部の職員に対する指導について定めはあるか、それとも、各団体のガイドライン、内

規等に委ねることとなるか。

(保険年金課)

広域連合においては、個人情報保護条例、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針、情報システム等運用管理規程、機密文書管理規程が定められており、広域連合内で職員研修も行われている。

(会長)

契約書に記載はないが、団体の内部統制による歯止めがある、という理解で良いか。

(保険年金課)

そのとおり。

(委員)

「保険者からの委託を受けて『個人の健康に関するデータ』を作成し、提供しているものです」とは、どのような目的で、具体的にどのような内容か。

(保険年金課)

保険者とは宇部市のことである。宇部市は国保連へ特定健診データも提供しているので、国保連は被保険者個人の健康に関するデータを保有している。国保連は個人単位でデータを作成し、宇部市がそのデータの提供を受け、活用している、ということ。

(委員)

それらのデータは、実際にどのような目的で利用されているのか。

(保険年金課)

国保連がどのような情報を保有しているかについては、資料に記載のとおりであり、被保険者が医療機関を受診された際のデータについても、国保連に集約される。実際の活用方法については、健診の審査項目を見た上で、課題を抽出し、より実効性の高い対策を講じていこうとするものであり、健康で長生きできる社会を作っていこうということが最大の目的である。

(委員)

そのデータは、個人を特定できるものか。

(保険年金課)

個人を特定できる。

(委員)

そのデータを提供いただいて、今後、どのような対策を講じていくか分析するということか。

(保険年金課)

そのとおり。

(委員)

全体的な分析であれば、個人が特定できる必要はないのではないか。

(保険年金課)

医療保険を運営していく上で、被保険者の健康を高めていくことが、事業として1つのテーマ、使命である。今回の提供先である広域連合も、75歳以上の方を対象とした医療保険者であり、同様に、被保険者の方に保健指導を行う必要があり、個人が特定できないと、そのような事業が展開できない。

(委員)

被保険者の意向にかかわらず、保険者として行う事業ということか。

(保険年金課)

そのとおり。

(委員)

75歳以上の後期高齢者医療の被保険者が健康で長生きされるための、全体的な分析を行うのではなく、個々の被保険者のための保健指導を行うということか。

(保険年金課)

両方を合わせて行うこととなる。

(委員)

今回の提供は、被保険者本人が知らないところで行われるのか。提供が行われた結果、後日、広域連合からアプローチがあり、なぜ自分の個人情報を知っているのか、ということにはならないのか。

(保険年金課)

保険者として全体的な分析も必要だが、個人の健康づくりのための分析も必要であり、それは広域連合も同様である。

(委員)

個人の健康づくりの具体的なイメージはどのようなものか。

(保険年金課)

例えば、これまであまり健康診断を受けられていない方には、広域連合から個人的にアプローチしていくことなどが考えられる。

(委員)

具体的な対策はこれから考える、ということか。

(保険年金課)

実際にデータを提供後、どのようなことができるか考えていくこととなる。

(会長)

個人情報の主体である個人が、自分の情報がどこでどのように使われているのか分からないまま使われて良いのか、例えば、このような病気になる可能性があるので、このような診断を受けに来てください、のような通知がいきなり届いた場合、個人情報勝手に使われているのではないかと、ということでトラブルが起こる危険がある、という質問に対する回答はどうか。

(保険年金課)

宇部市個人情報保護条例においては、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、市民の基本的な人権を侵害するおそれがないと認められるときは外部提供できる、という規定がある。レセプトデータについては、本審議会に諮った上で、国保連へ提供しているが、今回、広域連合へ提供するに当たっても同様、と考えている。

(会長)

条例においては、個人情報の外部提供については原則禁止であり、このたび、原則禁止である個人情報を外部提供したいので、その是非について審議会に対し意見聴取されているということである。医療情報についてはセンシティブ情報であり、これを外部へ提供する必要があるのか、公益性はあるのか、という観点で審議することとなる。

(保険年金課)

特定健診については、今後の保健指導のため、当該健診データを利活用することについて、被保険者本人の同意を得ている。

(会長)

医療機関の診療のデータを外部提供することについては、同意を得ているか。

(保険年金課)

レセプトデータを国保連へ外部提供することについては、被保険者本人には同意を得ていないが、審議会で承認を得ている。広域連合へ外部提供することについても、被保険者本人の同意は得ていない。

(会長)

そのため、今回の審議会で意見聴取を行われている、ということである。

(委員)

個人情報を提供される対象者は誰か。

(保険年金課)

現在、宇部市の後期高齢者医療の被保険者は約2万6千人である。

(委員)

他都道府県では先行実施しているのか。

(保険年金課)

全国的な展開である。本県においては本年2月、広域連合から県内各市町へ協力要請があり、現時点では、宇部市、岩国市以外の県内市町は広域連合からの協力要請に既に応じている。

(委員)

既に応じている県内他市町で、何か問題となっていることはないか。

(保険年金課)

特に問題となっていることはない。

(会長)

それでは審議に移りたい。外部提供することについて公益性が高いといえるかどうか、その他、個人情報の保護に関して何か意見はないか。

(委員)

有意義なものとなるよう利用してほしいと思うが、本人の知らないところで外部提供が行われるというリスクはリスクとして考え、進めてほしい。

(会長)

以前、本審議会に対し、特定健診を促すため、その業務を外部委託するための諮問があった。その際の提供項目は何だったか。

(保険年金課)

住所、氏名、生年月日などの基本4項目のみである。

(委員)

他の地方公共団体においても実施されているということなので、他の団体で問題があった場合はリサーチされ、対応していかれるのであれば良いと考える。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは全会一致で賛成することとしたい。

議題2 宇部市国民健康保険システムの変更について

※本会議録においては、山口県国民健康保険団体連合会を「国保連」と略称する。

(委員)

変更後のシステムにおいては、どの程度の情報を入力することとなるのか。

(保険年金課)

このたび、国保連と本市との間で連携ファイルをやりとりするに当たり、新たに入力項目が増えることはない。このたびの改修は、ファイルを抽出するためのプログラムの作成などが主なものである。

(委員)

各市町村の既存システムについては、各市町村で改修することとなるのか。

(保険年金課)

現在、国民健康保険は市町村単位で運営しているので、保有するシステムについても市町村単位のものであり、市町村によって異なるシステムを持っている。今後は都道府県単位で情報集約していくこととなるので、現在、市町村で足並みをそろえて準備を行っているところである。

(委員)

資格管理とは、具体的にどのようなことか。

(保険年金課)

宇部市に住所を有する者は、宇部市国民健康保険へ加入するのが原則であるが、例外規定として、勤務先の社会保険へ加入している場合は国民健康保険に加入しなくても良い、というのが法的な考え方である。例えば就職により社会保険へ加入されたり、退職されたことで国民健康保険へ加入されたり、絶えず資格の異動が発生することとなり、国民健康保険被保険者としての資格の有無を管理していく業務のことである。

(委員)

今後は、その業務が県へ移管されることとなるのか。

(保険年金課)

日常的な管理業務については、引き続き市町村で行っていくこととなる。財政運営については都道府県単位となるので、各市町村で管理している資格情報を県へ集約することが、このたびのシステム改修の趣旨である。

(委員)

県はその情報を利用するのではなく、単に保有しているだけということか。

(保険年金課)

基本的にはそのとおり。

(委員)

このたびのシステム改修に当たり、市で何かリスクとして考えていることはあるか。

(保険年金課)

リスクを最大限排除するという考えのもと、システム改修を行いたいですが、システム間において媒体を使用してデータのやりとりを行うので、セキュリティのための物理的対策を強化していく必要があると考えている。

(委員)

媒体とは、具体的には何か。

(保険年金課)

USB メモリである。USB メモリにはセキュリティワイヤを施し、持ち出しができないような対策を講じる予定である。

(委員)

USB メモリの機能として、暗証番号の設定などロック機能があるが。

(保険年金課)

当然、そのような措置も行う。登録していない他の USB メモリを挿し込んでも、データの取り出しができないようにする。

(会長)

審議に移りたい。この議題については、システム変更について適当かどうかを審議することとなる。

<意見なし>

(会長)

それでは採決を行いたい。宇部市国民健康保険システムの変更について賛成される方は挙手をお願いしたい。

<全委員挙手>

(会長)

それでは、本議題についても全会一致で賛成することとしたい。

議題3 宇部市個人情報保護条例の一部改正について

(委員)

死者に関する情報については、具体的にどのように位置付けているのか。

(総務管理課)

個人情報保護法においては、死者に関する情報は個人情報に当たらない、と位置付けている。本市においては、国より範囲を広げ、亡くなられた方の情報についても、個人情報保護条例に定義する個人情報として取り扱っており、亡くなられた方の個人情報も生存者の個人情報と同様との判断のもと、引き続き個人情報として保護していきたい。

(委員)

死者の個人情報をどのように利用しているのか。

(総務管理課)

例えば、生存されていた際の医療費の払い戻しなどに利用している。

(委員)

災害が起こった際に配慮が必要な方の情報が得られないと地域で問題になっているが、自治会の誰かに提供することはできないのか、個人情報ということで無理なのか。

(会長)

個人情報保護条例の規定では、保有している個人情報は外部提供できないのが原則であり、例外的に外部へ提供できるか否かについては、個別的に判断せざるを得ない。もし、市の主管課から本審議会に対し、外部提供の是非に関する意見を求められれば、本審議会の場で議論していくことになるが、現時点では、個人情報保護条例の縛りによって提供できない、ということではないか。

(委員)

非識別加工情報について、加工することにより、逆に必要な情報を取り出せなくなることがあるのか。また、この仕組みを導入しようとしている団体はあるのか。

(総務管理課)

非識別加工情報については、民間事業者から、このような情報を提供してほしいと提案があり、その情報を保有している行政機関で審査した上で、提案者と契約を行い、保有する個人情報を加工し、当該個人情報を復元できない形で提供するものである。国においては、法整備は行われたものの、現時点では募集も行われていない状況である。

(会長)

それでは審議に移りたい。個人情報保護条例の改正の必要性、相当性についてどうか。

<意見なし>

(会長)

それでは、個人情報保護条例の改正の必要性、相当性はあると認める方の挙手を求める。

<全委員挙手>

(会長)

それでは、全委員一致で必要性、相当性があると認める。

以 上